

最高裁秘書第4637号

平成29年11月17日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

10月19日付け（同月20日受付、最高裁秘書第4307号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

- 1 開示しないこととした司法行政文書の名称等
第70期司法修習生組別志望等調査表
- 2 開示しないこととした理由
1の文書は、作成又は取得していない。